

2018年4月25日

瀧川ゼミ @4410

大畑亜莉紗 三戸康平 和田エンデルレ俊明

大学入試における相対的貧困家庭の積極的格差是正措置の可否

論点

現在の日本は親の所得によって子供の教育の質に差が生じ、それが進学率そして所得差を生み出すという格差社会のサイクルにあるといえる。

どの家庭に生まれるかどうかは選べず、運である。

そこで、公私問わず全ての大学にクォーター制（割り当て制）を設け、相対的貧困下の家庭（年収125万円以下）からの子供を裕福な家庭の子供より優遇する措置をとるべきか。

1. 教育にかかるお金

- ① 基本的養育費…食料費、被服費、保健医療費、住居費、水道・光熱費など生活のためにかかる費用
- ② 教育費…授業料、入学金、塾・習い事の費用など

AIU 保険会社の調査（2005 年）によれば、1 人の子どもが生まれてから大学を卒業するまでの 22 年間に基本的養育費は約 1,640 万円かかり、大学まで進学した場合の教育費は約 1,345 万円～4,424 万円かかると推計されている。子育て世帯への公的な援助は少なく、家計の負担が重くなるなか、多くの世帯が節約行動により子育てコストを捻出している。

基本的養育費	
項目	費用
出産・育児費用	91 万円
22 年間の食費	671 万円
22 年間の医療費	141 万円
22 年間の保険医療・理美容費	193 万円
22 年間のお小遣い額	451 万円
子供の私的所有物代	93 万円
合計	1,640 万円

高校卒業までの教育費						
	幼稚園	小学校	中学校	小計	高校	合計
公立	64 万円	308 万円	229 万円	601 万円	252 万円	853 万円
私立	147 万円	623 万円	525 万円	1,295 万円	479 万円	1,774 万円

大学4年間で必要な教育費				
	国立	私立		
		文系	理系	医歯系(6年間)
大学	492 万円	604 万円	720 万円	2,965 万円

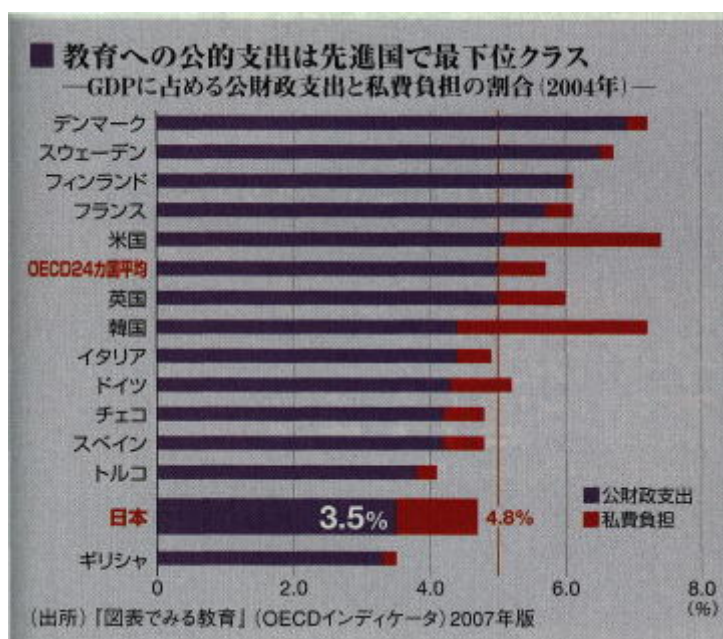
(参考：http://www.aiu.co.jp/about_us/parenting/)

1980年代以降、可処分所得に占める教育費（学校教育費＋学校外教育費）の割合は増加傾向にある。とりわけ、公立の小・中学生の場合には、学校の授業料は無償であり、家計の教育費のなかで学校外教育費の占める割合が高い。

教育費は主として、ライフステージ（長子の年齢）、子ども数、世帯収入といった基本的な属性によって決まる。長子の年齢があがると必然的に教育費は増大し、子ども数が増えると人数倍ではないものの負担は重くなる。世帯収入の影響力も大きい。とりわけ学校外教育費に関しては、所得階層が高いほど子どもの教育に投資する傾向があり、時系列でもその傾向が強まっている。教育費に影響を与える要因は、こうした属性要因だけではない。親の学歴や教育意識も教育費に影響を及ぼしている。

2. 代替手段

A. 教育への公的支出



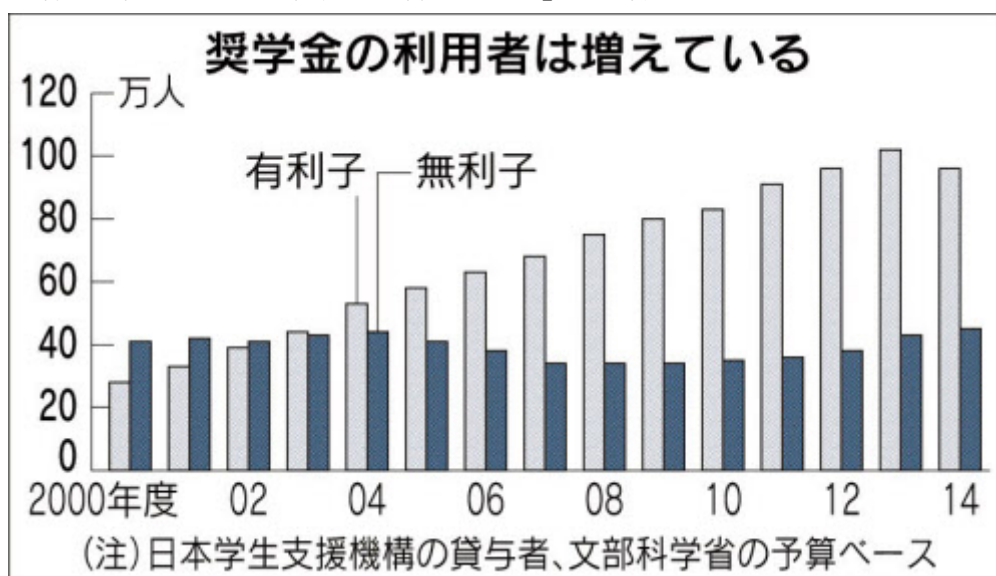
(引用：週刊東洋経済 (2008年5月17日号)『子ども格差』東洋経済新報社)

→日本は教育への公的支出が他の先進国と比べても極めて少ないことが分かる。

B. 貸与型奨学金

国内には一部の私学などを除いて返済不要の給付型奨学金はほとんどない。奨学金の制度は大学や企業、地方自治体などが用意している。募集対象が広く、最も多くの人に利用されているのが、公的機関である日本学生支援機構（JASSO）である。同機構の奨学金の利用者は年々増加傾向にあり、2014年度で約140万人にのぼる。

貸与型奨学金は通常、在学中に毎月一定額を受け取っていく。在学中は返済する必要はなく、卒業した後7カ月目から月賦で返すのが原則だ。そのため、この制度を利用し、卒業時に数百万円の借金を背負う若者も多い。東京大などの研究グループの調査によれば、大学中退者の3割が理由を「経済的に苦しかった」と回答している。



(引用：<https://www.nikkei.com/article/DGXKZO98016930U6A300C1CC1000/>)

C. 給付型奨学金

●日本学生支援機構の給付型奨学金

国費を財源として、日本学生支援機構（JASSO）が給付する返済不要の奨学金。対象は大学（学部）、短期大学、専修学校（専門課程）、高等専門学校4年次のいずれかに進学を予定する生徒。予約採用になるため、進学する前に、在籍する高校や、卒業した高校（2年以内）を通して申し込む。高校から推薦してもらえることが条件であり、推薦の対象となるのは

- (1) 住民税を支払う必要のない世帯（いわゆる住民税非課税世帯）の生徒
- (2) 生活保護世帯の生徒
- (3) 児童養護施設等に入所している生徒

→月に2万円から4万円のサポートを受けることができる。

D.ベーシックインカム

政府が国民の生活を最低限保障するため、年齢・性別等に関係なく、一律で現金を給付する仕組みのこと。日本における現行の社会保障制度は特定の事情が生じて、生活に支障が出る、または負担が大きいときに補完する役割を持っており、誰もが平等に給付を受けられる制度ではない。一方でベーシックインカムは、これらの事情は一切考慮されず全ての人が平等に給付を受けられる制度になっている。

メリット

- ・生活保障はされるので、自分で必要なだけ労働していくスタイルを保てる。
 - 生活苦から無理な残業をしたり、待遇が不利な非正規雇用でも働き続けたりする問題から解放される？
 - ブラック企業が淘汰される？
- ・勉強やボランティアに時間を使うことができる。

デメリット

・財源の問題

日本の社会保障費は総額約 110 兆円で、そのうち医療の約 35 兆円を除くと、約 75 兆円が給付されている。例えば、1 億 2000 万人に 6 万円を支給すると 72 兆円です。1 人で生活するには不足する。しかし、社会保障がベーシックインカムに一本化されることで制度上の効率は大きく上がり、削減されるコストを考えると、もう少し支給は上乗せできる可能性がある。つまり、完全に生活できるレベルまで保障するには、税制で工夫が必要になり、何らかの仕組みを考えなくてはならない。

税制による財源確保にはいくつか案があり、例えば、現在は最高 45%の累進課税（所得に応じて税率が上がる課税方法）になっている所得税率を、収入に関係なく 45%で固定するなどが考えられる。

しかし、低所得層が厳しくなるかということ、増税分よりもベーシックインカムによる収入が上回るのもそれほど影響はない。

・労働意欲の問題

・経済的な競争力の問題

働く人が減って労働力が失われることによる産業の衰退、増税による物価上昇などで、ベーシックインカムが始まると、経済競争力がなくなるという懸念もある。

E. その他

NPO 法人 manavee では全国の大学生などのボランティア講師が、無料で中高生向けに受験対策の講義映像を配信している。

代表の手嶋毅志さんは「地方には適当な塾がなかったり料金が高くて行けなかったりします。地域間格差、経済格差を解消したいという思いで講師になる人が多いです。」と話す。

2. 貧困の定義

貧困とは、①貧しくて生活に困っていること、②大切なものが欠けていること、の二つの意味がある。今回論点になるのは前者である。

A. 絶対的貧困と相対的貧困

・絶対的貧困：

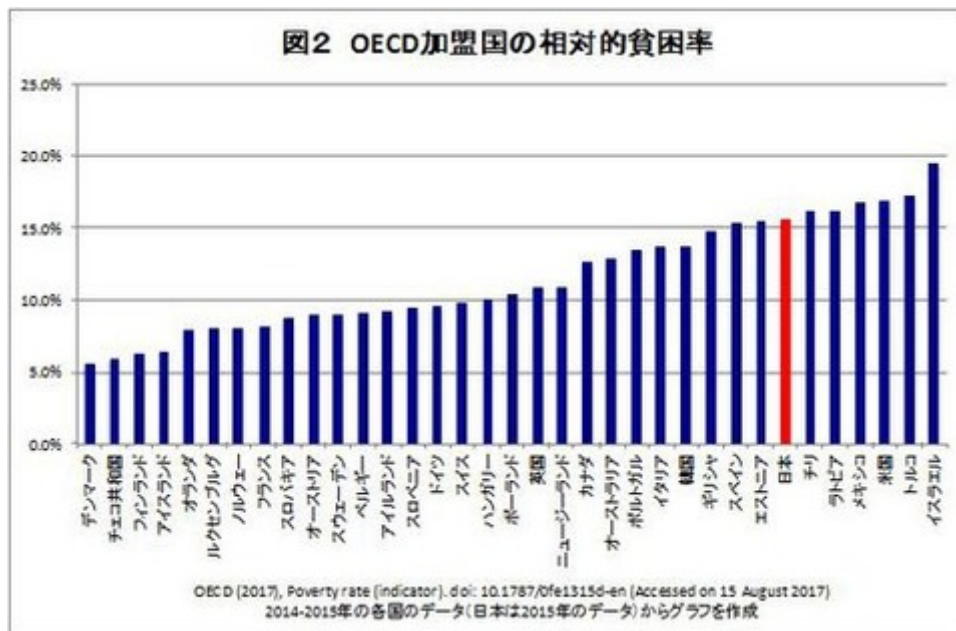
➡人間として最低限の生活をも営むことができないような状態、すなわちベーシック・ヒューマン・ニーズ（＝BHN）が達成されていない貧困状態をいう。

かつては、1日1ドル以下で生活する人達を「絶対的貧困」と定義していた。その後、1日1.25ドル以下に変更となり、そして2015年10月には、世界銀行が1日1.90ドル以下に規定している。この数字が今日の世界の貧困を定義する国際貧困ラインである。

・相対的貧困：

➡OECDでは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人数の平方根で割って算出）が全人口の中央値の半分未満の世帯員を相対的貧困としている。

相対的貧困率は単純な購買力よりも国内の所得格差に注目する格差であるため、日本などの豊かな先進国でも高い割合が示される。



https://www.es-inc.jp/graphs/2017/grh_id009158.html

(イーズ 未来共創フォーラムより)

日本は貧困率が約 16%と非常に高い国の一つであり約 6 人に 1 人は貧困ラインを下回る生活を強いられているといえる。これは OECD 加盟国中 7 位と非常に高い。

日本の貧困、つまり相対的貧困は所得の中央値の半分を下回っている状態として定義される。年によって変化はあるものの、日本の所得の中央値は概ね年収 250 万円であり、その半分に当たる年収 125 万円以下は、日本では「貧困」と定義される。

なお、子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は 15.6%であり、そのうち、ひとり親世帯の相対的貧困率は 50.8%と、大人が 2 人以上いる世帯に比べて高い水準となっていることが伺えます

表 10 貧困率の年次推移

	昭和 60年	63	平成 3年	6	9	12	15	18	21	24	27
	(単位: %)										
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.6
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8
大人が二人以上	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7
	(単位: 万円)										
中央値 (a)	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	245
貧困線 (a/2)	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122

- 注: 1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 平成27年の数値は、熊本県を除いたものである。
 3) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 4) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 5) 等価可処分所得金額下部の世帯員は除く。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa10/2-7.html>

(平成 28 年国民生活基礎調査の概況 | 厚生労働省より)(イーズ 未来共創フォーラムより)

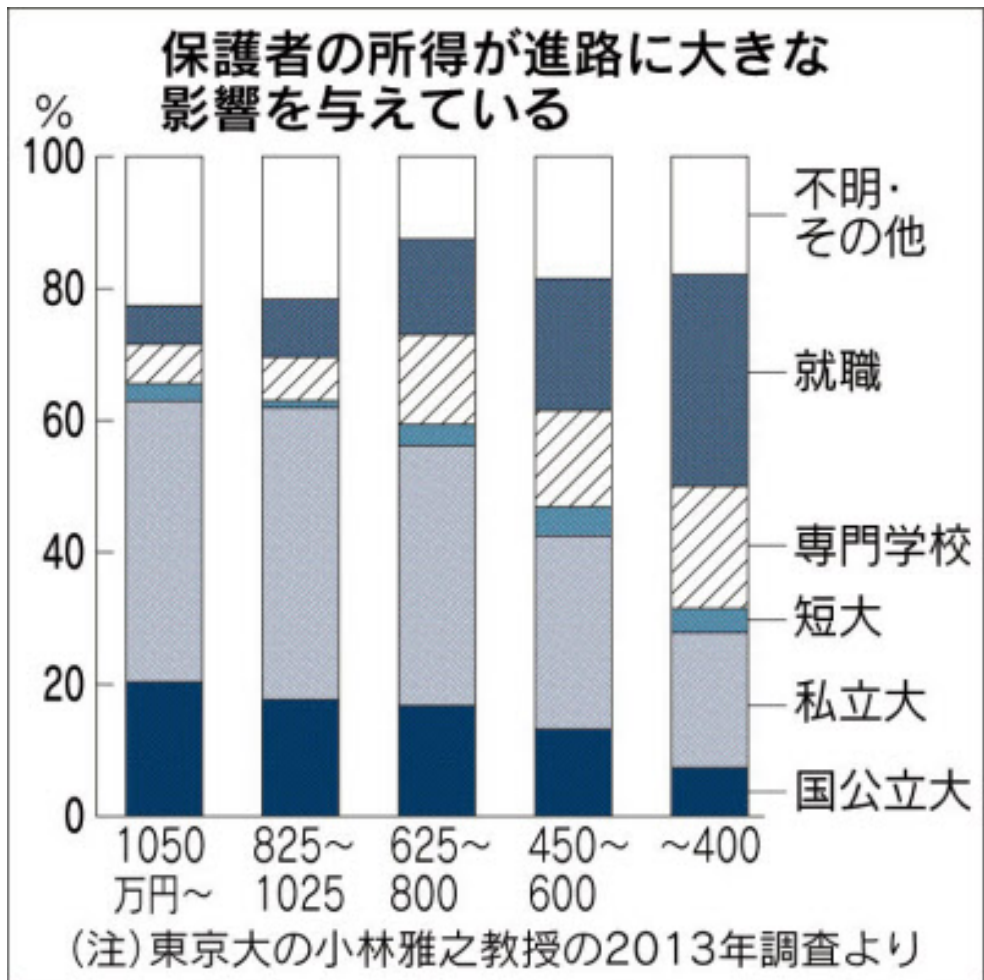
B. 相対的貧困の問題点

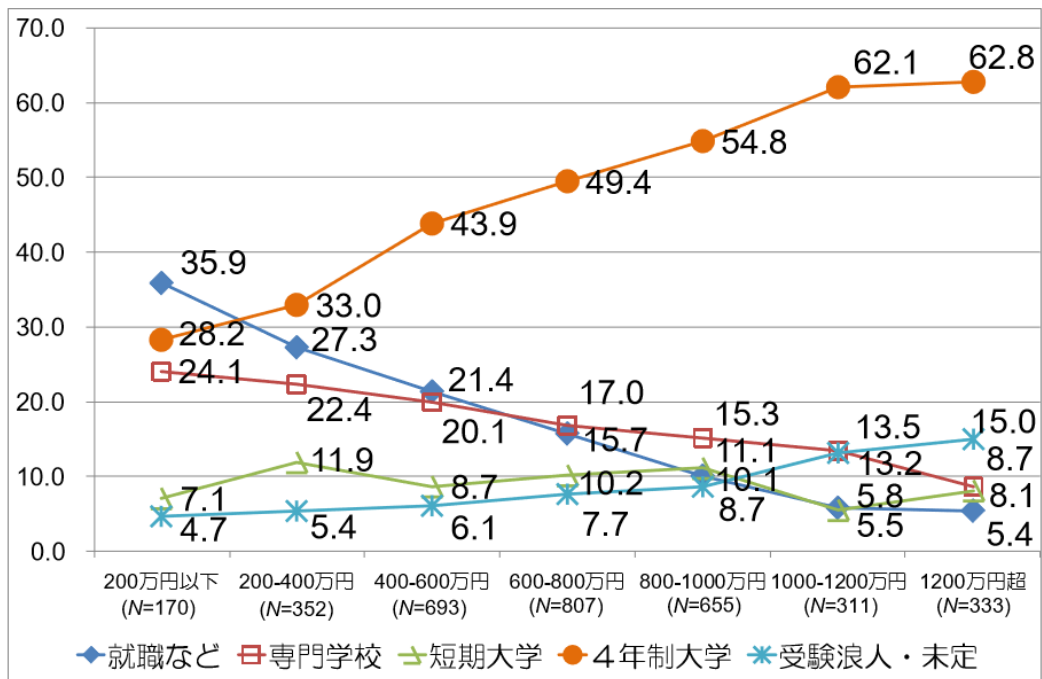
年収 125 万円以下という、月収だとおおよそ 10 万円である。一般的に大学生でも長期休暇や少し講義を犠牲にすれば 10 万円程度はアルバイトで稼げてしまう。この金額を基準に考えると一般的な、子供を大学に通わせるような家庭には明らかに少ないといえる。

そこで問題となる一つの視点が、「**社会における公正**」である。

公正とは→人々に同じ機会へのアクセシビリティ (accessibility) が確保されていることを指す。時としてそれぞれの差異や来歴は、何らかの機会への参加に対して障壁となることがある。同じ国の中であっても、生まれた場所の社会状況や家庭環境によっては、医療、教育、食事、情報といった様々な点で、一般的には当たり前なものとして享受できる機会への参加が妨げられることがある。中でも教育についての機会不平等について論じていく。

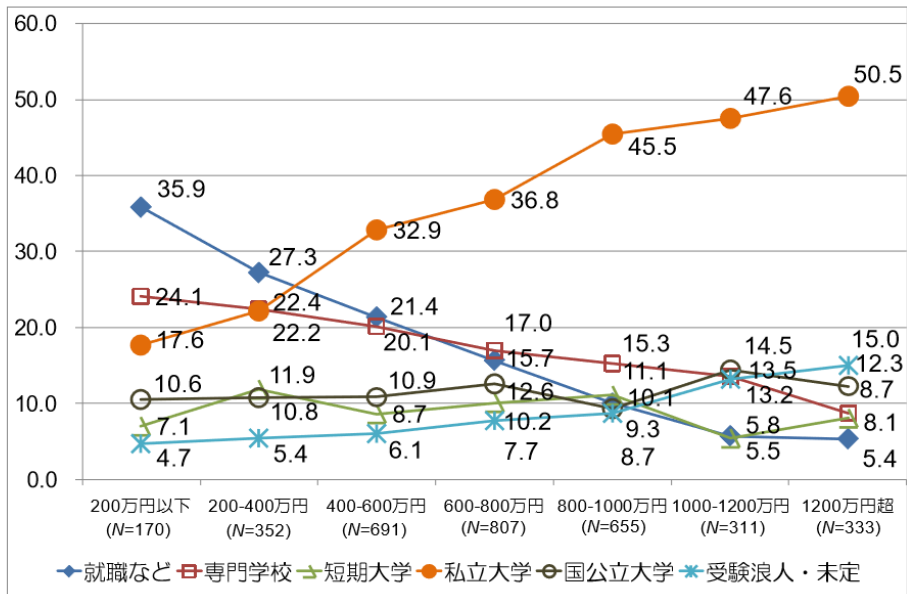
C. 親が貧しいと子供の進学が不利になる



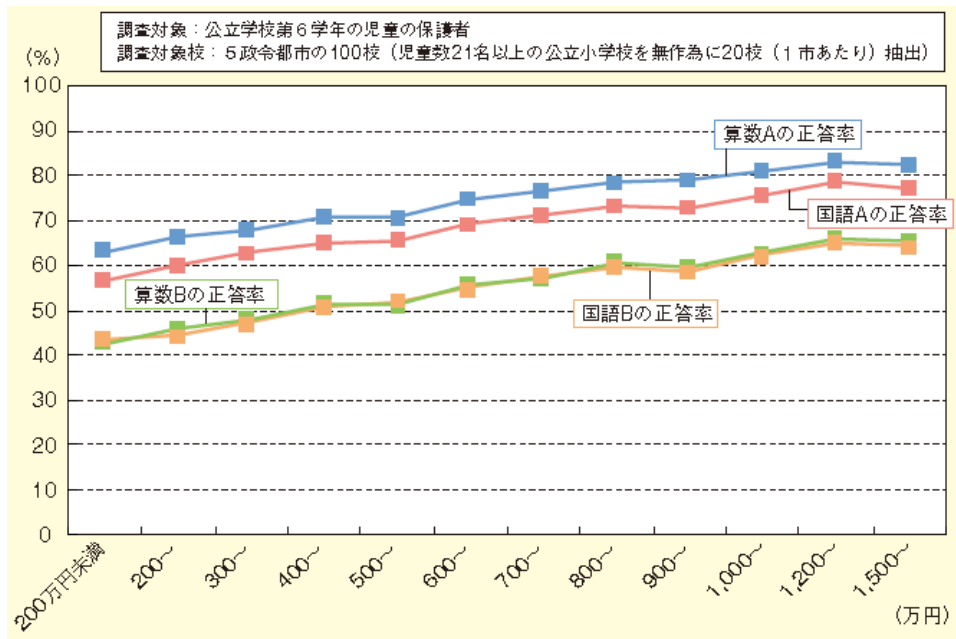


東京大学大学院教育学研究科 大学経営・政策研究センター「高校生の進路と親の年収の関連について」(2009年7月)

上の図は全国の高校3年生4000人について、家計所得と進学・就職の関係を示したものである。これによると年収200万円未満の家庭の大学進学率は28.2%、600万円～800万円未満で49.4%、1200万円超で62.8%と、親の年収の差によって30ポイント以上の大きな差が生まれている。



また、国公立大学の進学率はどの階層でも 10%前後であり、年収による差はほとんど見られないが、一方で私立大学では 200 万円未満が 17.6%、600 万～800 万円未満で 36.8%、1200 万円超で 50.5%と国立大学よりも受ける影響が大きい。



大学進学率に大きな影響を与えているのが教育環境の差異である。中学受験においてもその問題は始まっている。主に大都市部の話になるかもしれないが、有名大学や難関大学へ進学率が高い中高一貫校へ我が子を入学させることが世にいうお受験ママなどの関心事である。ここでわかることが学習塾への入学の有無である。平均的にも毎月数万円の費用の掛かる学習塾はある程度の経済的余裕のある家庭でないと厳しい額である。親の所得によって受けられる教育に格差が生じているのは明らかで教育機会が均等とは言えない。上の図は、世帯収入の水準によって、文部科学省が全国の小学6年生を対象とした全国学力テストの2008年の結果をもとに国語と算数の正答率をまとめたものである。これにより早い段階から所得が教育機会に不平等をもたらし、学力を生じさせていることは一目瞭然である。

D. 進学率格差が持つ社会的問題——「ユニバーサル段階」

そもそも進学格差がどういった社会問題を持つのだろうか。

現代の日本社会において、高校卒業後の進学は「ユニバーサル段階」や「全入時代」を迎えたと理解される。「ユニバーサル段階」における高校卒業後の社会的意味をまずは確認していきたい。「ユニバーサル段階」とは1970年代にアメリカの社会学者であるマーチン・トロウが提起した。進学率を指標とした教育システムの発達状況や特徴を整理した説明の一部である。「トロウモデル」と称されるこの説明では、ある教育段階に対して進学希望者が増加し、進学率が向上することによって、その段階の教育が持つ社会的意義、その教育を提供する教育機関の特徴、そこで教育内容のあり方などが質的に変化すると指摘する。具体的に言うと、進学率が同世代で15%までの段階を「エリート段階」として位置付け、その教育を受けられることが出来るのは社会的、経済的に特別な人たちであり、それは特権としての教育であると位置付けられる。そして進学者が増え、幅広い人たちがその教育を受けるようになり、15%~50%まで進学率が増加する段階を「マス段階」さらに、50%を超える進学率となると誰もが受けられる教育として「ユニバーサル段階」として位置付けられる。このように進学率をもとに教育段階の特徴を3つに区分した時に「エリート段階」での教育は、その教育を受けた者は少数であり、特別な存在であることから、社会的に重要な職業や地位に就くことが想定される。つまり、**その教育を受けたことが**個々人の直接的利益に繋がる。他方、「ユニバーサル段階」では、その教育は社会全体の中で特別な者ではなく、誰もが受けることが出来る教育となる。現代日本における高等教育返信学状況を見ると高等教育全体で73.2%、大学進学率が51.8%となっており「ユニバーサル段階」としての位置付けとして理解できる。つまり高等教育を受けることは日本社会では特別な事ではなく、希望すれば誰もがその教育を受けられるものと見ることが出来る。まとめると、教育を受ける利益よりも、**その教育が受けられなかったことが**個人の不利益に繋がる。

3. アファーマティブ・アクション (ポジティブ・アクション) とは

「本来であれば実施しないのが理想であるが、社会の現状に是正すべき点がある場合、その是正が実現するまでは、むしろ実施することが必要あるいは適切となる措置のこと」

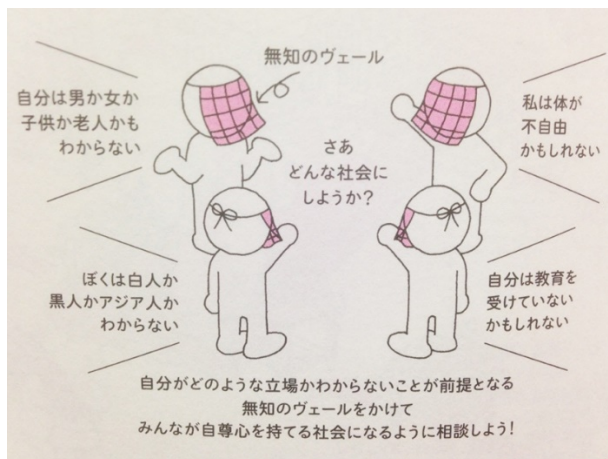
—瀧川 2016:203

A.なぜ平等か？—賛成意見

ジョン・ロールズ (1921-2002)

無知のヴェール・・・仮説的な原初状態を想定

無知のヴェールという目隠しに覆われており、人々は自分の年齢・性・地位・財産・能力などを知らされていない状態。



(引用：http://kumoism.net/2016/09/08/duality_of_diversity_2/)

人々は妬みなどにとらわれず、自己の状況の合理的な改善だけを合理的に求めるように設定しておく。そうした状況下で最も懸命なのは、自分が最も不利な層の人間である場合を想定し、そういった層に救いの手がさしのべられる正義原理に合意することである。

格差原理

生まれながらの才能は「偶然」のものであるという理由で個々人の才能などを社会的共同資産とみなす。国家による基本材の分配が正当化される。基本材とは権利と自由・機会と権力富と所得・自尊心など。生まれながらの才能は偶然なものであるので、平等主義を正当化できる。大学入試のアファーマティブアクションも正当化。

B.なぜ平等か？－反対意見

ロバート・ノージック (1938-2002)

諸個人の自由を最大限重視し政府による強制を最小限にとどめるべきだと主張。

「自分自身の体とそれを用いた労働によって生み出されるものは、自分のものである」というロックの見解を受け継ぎ、最小国家論を援護する。

最小国家論

・国家が存在しない状態→無政府状態
・他者の暴力や詐欺盗みから、人々は不安定な状況におかれる。
・そうした不安定な状況を避けるために、複数の個人で構成される「支配的保護協会」を設立して自らの身を守る。契約者たちは費用を払う代わりに、自力救済を禁止される。
・様々な支配的保護協会が乱立していくが、保護協会同士の競争で最終的にひとつの保護協会が勝ち抜く。

支配的保護協会に所属しない人（独立人）→自力救済をする。（盗んだものを取り返す、喧嘩して奪う）

独立人が自由に実力を行使してしまうと、保護協会の契約者の身に危険が及んでしまう。協会は独立人に実力行使を禁止し、代償として彼らの安全を保障するようになる。

→ある地域にいるすべての人間の実力行使を禁止する一方で、保護を提供する義務を負う**最小国家**が誕生する。

格差原理への批判

無政府状態より最小国家のほうがよい。だが拡大国家も正当でない。

なぜなら格差原理はもっとも恵まれない人々のために、税を強制的に集めて分配することであると批判。自分の体は自分のものであり、労働によって生み出される財も自分のものであると考えると、税金は強制労働と同じである。

国家が税金を徴収して弱者（貧困者）への福祉を運営することはしばしば非効率であり、受け取る側も当然の権利だと受けとめ、現在の地位から脱出する意欲が失われると指摘する。

その代わりに人々の**慈善**をノージックは支持する。

C. なんの平等か？

基本的潜在能力の平等 アマルティア・セン (1933-)

機能・・・人々が資源の利用によって獲得する行いや在りようのこと。

EX) 健康であること・病気にかからないこと・幸せであること・自尊の念をもつこと・勉強ができること・雨風をしのげること

潜在能力・・・達成可能な**機能**の組み合わせのこと

ホームレスで野宿している人



居住するという機能は同じ

キャンプにきて野宿している人

しかし、キャンプで来ているひとは自宅で、
過ごすこともできる。

つまり、「いろいろなタイプの生活を送ることができるか」ということ

基本的潜在能力の平等とは**潜在能力**のうち**基本的なもの**を保障すべきだとする考え方。

EX) 栄養をとれること・雨風をしのげること・社会生活に参加できること

貧困は基本的潜在能力の欠如であると潜在能力説は主張する。

しかし・・・

何が基本的潜在能力なのか？

高等教育への参加は基本的潜在能力か？義務教育はみんな受けられるのに？

4. 参考文献

■書籍

- ・井上達夫 (2016) 『法と哲学 第2号』 信山社
- ・亀本 洋 (2015) 『ロールズとデザート』 成文堂
- ・末富芳 (2017) 『子どもの貧困対策と教育支援』 明石書店
- ・瀧川裕英 (2014) 『法哲学』 有斐閣
- ・瀧川裕英編 (2016) 『問いかける法哲学』 法律文化社
- ・橘木俊詔 (2015) 『貧困大国ニッポンの課題』 人文書院
- ・深田三徳・濱 真一郎 (2015) 『よくわかる法哲学・法思想 第2版』 ミネルヴァ書房
- ・矢野真和 (1996) 『高等教育の経済分析と政策』 玉川大学出版部
- ・週刊東洋経済 (2008年5月17日号) 『子ども格差』 東洋経済新報社

■論文

- ・都村聞人 (2006) 「子育て世帯の教育費負担——子ども数・子どもの教育段階・家計所得別の分析」『京都大学大学院教育学研究科紀要』
- ・武内真美子・中谷未里・松繁寿和 (2006) 「学校週5日制導入に伴う補習教育費の変化」『家計経済研究』
- ・古田和久 (2007) 「教育費支出の動機構造の解明にむけて——教育意識の決定木分析」『教育社会学研究』
- ・朝日新聞社共同調査・東京大学共同研究 (2008) 「学校教育に対する保護者の意識調査」

■サイト

- ・「マルティア・センの潜在能力アプローチと社会保障」
国立社会保障・人口問題研究所 総合企画部第二室長 後藤 玲子
http://www.rengo-soken.or.jp/dio/No149/k_hokoku1.htm (2018年4月24日閲覧)
- ・「増える生活困窮家庭、子どもの貧困 見過ごすと？」NIKKEI STYLE ライフコラム
<https://www.nikkei.com/article/DGXXZO98016930U6A300C1CC1000/>
(2018年4月24日閲覧)
- ・「国や地方自治体からもらえる給付型奨学金」
<https://奨学金.net/scholarship.html>(2018年4月24日閲覧)
- ・「ベーシックインカムって何？メリットとデメリットを分かりやすく解説」労働問題相談所
<http://労働問題相談.com/column/what-basic-income/>(2018年4月24日閲覧)
- ・「現代子育て経済考 2005年度版」AIU 保険会社
http://www.aiu.co.jp/about_us/parenting/(2018年4月24日閲覧)